

第49回臨時会

伊方町議会議録

令和2年4月28日 開会

伊方町議会

第 4 9 回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和 2 年 4 月 2 8 日	
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場	
開会（開議）	4 月 2 8 日 1 0 時 0 0 分宣告	
応招議員	1 番 高月 芳人 2 番 木嶋 英幸 3 番 末光 勝幸 4 番 清家慎太郎 5 番 福島 大朝 6 番 菊池 隼人 7 番 山本 吉昭 8 番 小泉 和也 9 番 中村 敏彦 10 番 吉川 保吉 11 番 阿部 吉馬 12 番 吉谷 友一 13 番 菊池 孝平 14 番 中村 明和 15 番 高岸 助利 16 番 竹内 一則	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	なし	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書 記 岩村 寿彦 書 記 奥山 清司 書 記 篠川 俊一	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 町 民 課 長 菊池 暁彦 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 建 設 課 長 寺谷 哲也 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 産 業 課 付 課 長 (観 光 商 工 担 当) 田中 洋介 産 業 課 付 課 長 (農 林 水 産 担 当) 志 賀 一 重 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起 瀬 戸 支 所 長 大 森 貴 浩 三 崎 支 所 長 清 水 栄 造 会 計 管 理 者 谷 口 誠	
町長提出議案の項目	議案第 37 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町税条例等の一部を改正する条例制定について) 議案第 38 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について) 議案第 39 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 40 号 教育長の任命について 議案第 41 号 伊方町教育委員会委員の任命について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則第 127 条)	
	7 番 山本 吉昭議員	8 番 小泉 和也議員

伊方町議会第49回臨時会議事日程

令和2年4月28日(火)

午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日程 第1 会議録署名議員の指名

〃 第2 会期の決定

〃 第3 町長の専決処分事項報告について
(伊方町税条例等の一部を改正する条例制定) (議案第37号)

〃 第4 町長の専決処分事項報告について
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) (議案第38号)

〃 第5 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について (議案第39号)

〃 第6 教育長の任命について (議案第40号)

〃 第7 伊方町教育委員会委員の任命について (議案第41号)

1 閉会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより、伊方町議会第49回臨時会を開会いたします。ただ今の出席議員は、全員であります。

町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに伊方町議会第49回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、全員のご出席をいただき感謝を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、全国において「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」がされており、5月6日までを「緊急事態措置を実施すべき期間」と定めております。

3月定例会の招集挨拶にも申し上げましたが、伊方町におきましては、3月4日に「伊方町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置をいたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施するよう、情報の共有や検討、周知などを行っております。

今後におきましても、国の定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対策指針」及び愛媛県が県下全域に実施するとした緊急事態措置などとも合わせまして、町の取り組みも進めてまいり所存でございます。

町民の皆様に対しましても、不要不急の外出の自粛など様々な協力要請を実行されますように、重ねてのお願いをしております。

さて、本日ご提案をいたします案件でございますが、条例改正につきまして専決処分事項報告など3件及び人事案件2件を提案させていただきます。

いずれも重要な案件でございますので、ご審議のうえ適切にご決定賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番 山本吉昭議員、8番 小泉和也議員を指名いたします。

会議の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1日と決定いたしました。

議案第37号

○議長（竹内一則） 日程第3「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」議案第37号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第37号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要があるため、令和2年3月31日、専決処分したものでございます。

主な改正点は、1 未婚のひとり親に対する措置及び寡夫控除の見直し、2 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、3 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

初めに、第24条、個人の町民税の非課税の範囲の第1項第2号につきましては、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものでございます。

次に、第34条の2 所得控除につきましては、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者に係る、控除額30万円のひとり親控除を追加するものでございます。

2頁をお願いします。3頁にかけての第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書及び4頁にかけての第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするものでございます。

4頁下の第54条、固定資産税の納税義務者等の5頁、第5項につきましては、使用者を所有者と

みなす制度の拡大でございます。調査を尽くしても、所有者が明らかとならない場合、事前に対使用者に対して通知したうえで、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができる規定を新設するものでございます。

9 頁をお願いします。第 74 条の 3、現所有者の申告につきましては、現に所有している者の申告の制度化でございます。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができる規定を新設するものでございます。

10 頁をお願いします。第 94 条、たばこ税の課税標準の第 2 項につきましては、第 2 条による改正、41 頁分を含め、2 段階の見直しにより、軽量の葉巻たばこ 1 本を紙巻たばこ 1 本に換算する方法を規定しております。

14 頁から 27 頁までにつきましては、改元対応によるものが主なものでございます。

28 頁をお願いします。第 2 条による改正は、法人税において、連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされておりますが、法人住民税法人税割につきましては、引き続き企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずるものでありまして、それぞれ、規定を整備及び削除してございます。

42 頁をお願いします。第 3 条による平成 31 年改正の改正でございます。単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える第 24 条の改正規定の削除でございます。

以下、平成 27 年から平成 31 年改正の改正につきましては、改元対応によるものでございます。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございますが、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しは令和 2 年 10 月 1 日、未婚のひとり親に対する措置及び寡夫控除の見直しは令和 3 年 1 月 1 日、連結納税制度の見直しに伴う対応は令和 4 年 4 月 1 日からの施行等を定めております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例等の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 38 号

○議長（竹内一則） 日程第 4「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第 38 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 38 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 2 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、令和 2 年 3 月 31 日、専決処分したものでございます。

今回の改正点は、課税限度額の引上げと減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しでございます。

それでは、改正内容は、新旧対照表で説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をお開き願います。

初めに、第 2 条第 2 項につきましては、基礎課税額に係る医療給付費分の限度額を、これまでの 61 万円から 63 万円に、第 4 項介護納付金分の限度額を、これまでの 16 万円から 17 万円に引き上げるものでございます。

次に第 21 条、国民健康保険税の減額につきましては、低所得層に係る軽減措置を拡充するための見直しでございます。第 2 号につきましては、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を 28 万円から 28 万 5 千円に、2 頁をお願いします。第 3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずる金額を 51 万円から 52 万円に引き上げるものでございます。

なお、この条例の附則第 5 項及び第 6 項の改正規定以外は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 38 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 39 号

○議長（竹内一則） 日程第 5 「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 39 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 39 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、消費税率の引上げによる、低所得者の保険料率軽減強化の完全実施に伴い、所得段階が第 1 段階から第 3 段階までの第 1 号被保険者の保険料を軽減するため、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第 4 条第 2 項中「令和元年度及び」を削り、「22,500 円」を「18,000 円」に改め、同条第 3 項中「令和元年度及び」を削り、「22,500 円」を「18,000 円」に、「37,500 円」を「30,000 円」に改め、同条第 4 項中「令和元年度及び」を削り、「22,500 円」を「18,000 円」に、「43,500 円」を「42,000 円」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び次項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとし、経過措置として、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしています。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 39 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 40 号

○議長（竹内一則） 日程第 6「教育長の任命について」議案第 40 号を議題といたします。

議案を書記に配布させます。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 40 号 教育長の任命について、提案理由をご説明いたします。教育長河野達司氏は、令和 2 年 5 月 17 日をもって任期が満了するので、その後任として、中井雄治氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。中井雄治氏は、伊方町二名津に在住で、年齢は 63 歳であります。同氏は、昭和 54 年 3 月に京都産業大学を卒業された後、同年 12 月に教員として採用され、平成 29 年 3 月まで、37 年間、町内の小学校等で勤務をされております。その間、教頭を 6 年、学校長として 8 年間、教職員の指導育成に尽力され、教育現場における管理職としての豊かな経験や社会教育の分野でも造詣が深く、教育行政において、幅広い分野で卓越した経歴と

見識をお持ちでございますので、教育長として適任であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号「教育長の任命について」は、原案のとおり同意されました。

議案第 41 号

○議長（竹内一則） 日程第 7「伊方町教育委員会委員の任命について」議案第 41 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 41 号 伊方町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。

今回、提案申し上げます、阿部勇二氏は伊方町申に在住で、年齢は 57 歳であります。同氏は、平成 28 年 5 月 18 日に教育委員に就任されており、就任後は、ご自身もつ様々な経験を存分に発揮され、伊方町の教育行政に発展のためご活躍されております。また、昨年 5 月 20 日に伊方町教育長職務代理者に就任され、現在に至っております。このように卓越された豊富な経験と識見をお持ちであり、ご活躍中でありますので、伊方町教育委員会委員として、引き続きご就任をいただくことが、適当であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 41 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

以上で、人事案件が終了いたしました。長年にわたり町教育行政の進展にご尽力をいただきました河野教育長が 5 月 17 日をもって退任されます。つきましては、演壇にて退任のご挨拶をお願いいたします。

○教育長（河野達司） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（河野達司） 失礼いたします。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をお借りいたしまして、退任にあたりましてのご挨拶をさせていただきます。

後、数日で2期7年間の任期が全うできますことをホッと安堵しております。7年間もの長きにわたり山下町長、高門町長のもとで、伊方の教育に教育長職で関わらせていただいたことに只々感謝を申し上げる次第でございます。振り返って想うことの一つ目は、まちづくりの基本は人づくりという、山下、高門両町政の基本理念のもとICT機器や学校給食センター、空調設備など手厚い教育予算で学校における学習環境の整備が充実をしてきました。二つ目に、議員の皆様方の伊方の教育への温かなご支援のもと人に恵まれた7年間でもありました。広範囲な生涯学習授業など、何よりも問題解決能力のある伊方の教育を目標に教育委員会職員や教職員と共に模索をし、思考をし、努力をしてまいりました。しかしながら、不備な点も多々残っていることに深くお詫びを申し上げる次第でございます。

最後に思うことは、「一年の計は田を耕すにあり。十年の計は木を植えるにあり。百年の計は人を養うにあり。」という言葉がございます。これからの時代、何にもまして人材育成、教育が要の社会になることを強く願うものです。議員の皆様方には困難な時こそ支えていただきました。心から感謝申し上げます。今後におきましても、厳しくも険しくもある難問がいくつも押し迫る伊方の教育への叱咤激励そして、引き続いての温かなご支援を何卒お願いを申し上げます。

終わりに、伊方町並びに伊方町議会の益々のご発展を心からご祈念を申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。

7年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（竹内一則） 河野教育長におかれましては、退任をされました後も、健康に留意され、伊方町発展のために、ご尽力いただきたいと思います。

最後に河野教育長に対して大きな拍手をお願いいたします。

閉会宣告

○議長（竹内一則） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、全議案に対し適切なるご決定を賜りましたことを無事終了いたしました。誠にありがとうございました。

また、長年にわたり伊方町の教育行政に多大のご尽力を賜りました河野教育長に、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、コロナウイルス感染症対策には、十分ご留意をいただきますよう改めてお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（竹内一則） これをもちまして、伊方町議会第 49 回臨時会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

（閉会時間 10 時 31 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員